# 「コンテンツクリエイション京都エコシステム基盤構築事業」 委託仕様書

#### 1 委託業務名

コンテンツクリエイション京都エコシステム基盤構築事業

### 2 趣 旨

コンテンツ産業は京都・関西圏のみに止まらず、日本のブランド力を高めるとともに、日本社会の 活性化や文化の力で世界を魅了していく可能性を持っている。

本市では、これまで京都国際マンガ・アニメフェア等での取組を通じて、市内外のコンテンツ企業 と地場産業との連携を促してきた。

デジタル化が進み、地方の中小企業事業者でも世界に作品の発信ができるようになり、首都圏への 依存度が薄れる傾向にある今、芸術系大学等が多く、業界で活躍するクリエイターを多く輩出してい る文化芸術都市・京都の強みを活かして、更なる連携の強化を進め、市内事業者やクリエイターの成 長支援、スキルアップ支援などを行うことで、市内事業者やクリエイターの収益増や経営基盤の安定 につなげる。

更には、中長期的な目標として、本事業を通じて構築されたコミュニティを活かし、市内の事業者 が創作した作品を、市内企業がプロデュース、制作できる「コンテンツクリエイション京都エコシス テム」の構築を目指す。

#### 3 業務の内容

- (1) コミュニティ構築事業
  - ア 交流会の開催

市内外のコンテンツ企業やクリエイター、学生及び異業種の市内企業を対象とした交流会等の 開催。

イ プロデューサー育成セミナーの開催

市内のコンテンツ企業や学生を対象に,首都圏や市内のビジネスプロデューサー等を講師に, コンテンツビジネスに役立つセミナーや相談会の開催。

ウ スキルアップ支援事業

市内のコンテンツ企業やクリエイター、学生、U・I・Jターン希望者を対象に、コンテンツ制作に係る新たな知識・技術習得のためのセミナーを開催。

(2) アイデアソン・ハッカソン開催

市内のコンテンツ企業と学生との交流促進や市内企業等の課題解決のため、コンテンツ企業をメンター(指導者)として、市内の企業や学生を対象としたコンテンツを活用したアイデアソン(※1)・ハッカソン(※2)の開催

- ※1 アイデアとマラソンを組み合わせた造語で、対話を通じて、新たなアイデアやビジネスモデルの創出など 目的に行われるイベント。
- ※2 ハックとマラソンを組み合わせた造語で、プログラマーやデザイナーなどのソフトウェア開発の関係者が、 短期間に集中的に開発作業を行うイベント。

#### (3) 支援・相談窓口の設置

コンテンツ産業に精通した専門支援員(コーディネーター)を2名以上配置し,以下の支援・事業を行う。

- ・ 市内進出を考えている首都圏や海外等のコンテンツ産業関連事業者に対する市内事業者・学生 等とのマッチング,経営相談,情報収集
- ・ クリエイター、学生への相談支援、情報収集
- (1)~(3)に関する情報発信(専用ホームページ開設※, 冊子作成等)

※ 専用ホームページの制作にあたっては、本市が指定する LG. JP ドメインを使用すること。 なお、本事業のメンター(指導者)として、受託者以外の外部人材を登用すること。 具体的には以下の人材を想定。

- ・ コンテンツ産業関連のインキュベーション施設でイベント企画, ビジネスマッチング, マネージャー経験のある方
- ・ 出版社・アニメ・ゲーム関連会社,広告代理店等の事業プロデューサー
- ・ コンテンツ企業の海外展開経験のある方
- コンテンツ業界に精通したコンサルタント

# 4 本業務の成果目標

- 交流会:年2回以上
- ・ セミナー実施回数:年間4回以上
- スキルアップ支援セミナー:年2回以上
- ・ アイデアソン・ハッカソン事業実施回数:年間6回以上
- セミナーやアイデアソン等の参加者合計:1,000人

#### 5 進捗管理

進捗の管理は、常に上記「4 本業務の成果目標」に留意の上、実施すること。

数値が下回る場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都市と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

受託者は、週1回程度少なくとも月1回以上、京都市との間で会合を持ち進捗状況の報告と今後の 運営方針について協議を行うこと。また、案件に応じて随時会合の場を設定すること。

### 6 委託業務の完了報告

(1) 定例報告

委託業務の開始から終了までの間,事業実施方法や進捗状況の確認等,事業の円滑な実施のために、定期的に京都市へと連絡調整を行うこと。

ア 月次報告

進捗状況,目標数の達成見込,課題等

イ 適宜の報告

相談案件共有, 進捗状況, 重大なクレーム, 事故等

(2) 業務完了報告

本事業が終了したときは、事業実績報告書及び収支決算書(経費の詳細がわかるもの)を京都市

に提出すること。

# (3) その他京都市への報告

本事業の委託契約締結後,京都市から求めがあった場合は,その時点での事業の進捗状況や実績,経費の執行状況について報告すること。

# 7 事業実施に係る留意事項

## (1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは,京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは,京都市の指示するところによる。

### (2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。委託期間終了後も同様とする。

### (3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

#### (4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

## (5) 自主的な情報収集

受託者は、当該業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し、報告するとともに、京都市に有益な 提案を積極的に行うこと。

### (6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、京都市との会議又は打合せを行う必要があるときは、京都 市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。

# (7) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。